

岡山市エンディングノート等作成業務委託 仕様書（案）

1 業務名

岡山市エンディングノート等作成業務委託

2 業務の背景

全国的に高齢者の単身世帯が増えており、頼れる親族がおらず、遺品や財産の整理が困難となるケースが増加するおそれがあることから、人生の終わりに向けた準備、いわゆる終活が注目されている。その中で、岡山市では、市民が取り組む終活を支援する施策を推進するため、令和7年3月17日に終活支援条例を制定した。

医療、介護、葬儀、遺産等に係る情報や自らの希望を、信頼できる周囲の人へ残しておくことは、残される親族への負担軽減になるだけでなく、将来への不安が軽減し、今をよりよく生きることにつながることを期待できる。

このことから、岡山市は、終活支援事業における基本的施策の一つとして、エンディングノート等の作成を行う。

3 業務の目的

エンディングノートを作成し普及啓発を図ることで、市民の終活に対する関心を高め、将来に向けての準備をしてもらう契機とする。

4 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

5 委託業務の内容

① 岡山市エンディングノートの作成及び印刷・製本

終活に取り組む市民が、医療、介護、葬儀や遺産に関する希望等、あらかじめ家族や周囲の人に対して自分の意向を書き留めておくノートを作成（企画、デザイン、校正、印刷・製本）する。

② エンディングノート書き方・使い方説明動画作成

エンディングノートを市民に有効に活用してもらえるよう、ノートの書き方や使い方について、わかりやすく説明する動画を作成する。（企画、編集全般）

(エンディングノートの作成方針)

- ・エンディングノートは人生の最終段階における希望等を明確にすることで、自身の意向を周囲の人に残しておくことが主な目的である。
- ・その一方で、岡山市としては、エンディングノートを通じて、終活に取り組む市民や周囲の人が知っておくべき用語や関連制度、相談窓口等を広く周知していきたい。このことから、本業務で作成するエンディングノートには、自分自身のことや周りの人に向けたメッセージを書き込むだけでなく、終活に取り組む市民や周りの人へ紹介すべき用語や関連制度等を説明するコラム欄を充実させた構成とする方針である。
- ・手に取った市民が記入しやすく、またエンディングノートを通じて有益な情報を得られるものとなるよう、事業者から自由な発想で魅力ある提案を求める。

(エンディングノート書き方・使い方説明動画作成方針)

- ・エンディングノートは、市民に配布するだけでなく、いかにノートを記入してもらい、有効に活用してもらうかが重要と考える。
- ・このため、エンディングノートを手にとった市民が、記入しやすくなるようなわかりやすい書き方・使い方説明動画を作成する方針である。

(1) 規格

① 岡山市エンディングノート

- ア サイズ：A4サイズ
- イ 頁数：40頁程度
- ウ 紙質：上質紙90kg（予定）
- エ 印刷：フルカラー印刷（4色刷）
- オ 製本：中綴じ冊子（ノート左上穴あけ加工（6ミリ））
- カ 校正：2回以上

② エンディングノート書き方・使い方説明動画

- ア 動画は10～15分程度（予定）
- イ 無音環境でも放映できるよう動画内のセリフには字幕を表示すること。
- ウ 動画データは岡山市公式SNS等に掲載できるようMP4形式で納品すること。

(2) 内容

① 岡山市エンディングノート

以下、ア～シに示す基本項目を掲載した紙面構成とすること。なお、契約後、追加項目の掲載を市から依頼することがある。詳細については、委託者と協議すること。

ア 表紙・タイトル・目次

イ エンディングノートの概要、目的等を掲載するページ

ウ 基本情報

- a 住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス・SNSアカウント等
- b 家系図
- c 緊急連絡先
- d 身分証明書に関する情報
- e 健康状態
- f ペットに関すること
- g ライフライン・有料サービス等の契約情報
- h 自分史及び今後、希望する生き方についての記入欄
- i 親族・友人等へのメッセージ記入欄

エ 財産状況

- a 預貯金
- b 公的年金
- c 生命保険・損害保険・個人年金
- d 不動産
- e その他資産
- f 借入金・ローン等

オ 希望する介護

- a 介護が必要になった時の希望
- b 判断能力が低下した時に代わりに相談して欲しい人
- c 介護費用

カ 希望する医療

- a 自分で意思表示ができなくなった時に意見を聞いて欲しい人
- b 告知・延命治療について
- c 終末期に過ごしたい場所

キ 遺言について

- a 遺言書の有無・形式・保管場所・遺言執行者
- b 遺贈希望の有無・財産種類・遺贈希望先

ク 葬儀について

- a 葬式の方法
- b 宗教宗派
- c 葬儀会社の希望
- d 葬儀費用
- e 戒名の希望
- f 遺影の希望
- g 連絡して欲しい人

ケ お墓について

- a お墓の有無・所在地
- b お墓がない場合の埋葬方法
- c 仏壇

コ 各種相談窓口・関係機関一覧（別途、市から提供予定）

サ 終活関連情報（終活に取り組む市民に紹介すべき用語・関連制度等を説明するコラム欄。）

※岡山市で事業を実施している「フレイル予防」「人生会議（ACP）」「成年後見制度」について掲載すること。（別途、掲載データを提供予定）これら以外の用語や制度については独自項目として提案を求める。

シ コ及びサに関するQRコード（市から提供予定）

※QRコードの商標はデンソーウェーブの登録商標です。

② エンディングノート書き方・使い方説明動画

- ア エンディングノートの書き方や使い方についての説明動画を作成すること。
- イ 高齢者にとってわかりやすい内容とすること。
- ウ 動画の内容は岡山市と協議し、市の要望に応じて修正を行うこと。

(3) 成果物

- ア エンディングノート 8,000部
- イ エンディングノートPDFデータ
- ウ エンディングノートの記入欄をPC等で入力・更新が可能なデータ
- エ エンディングノートの内容全般が編集可能なデータ
- オ エンディングノート書き方・使い方説明動画

※アは、運びやすく、整理しやすい部数で、しっかりとした梱包とすること。

各梱包には、「名称（タイトル）、部数」を表示すること。

※イ～エが5MBを超える場合は適宜分割すること。

※オは、岡山市公式SNS等に掲載できるようMP4形式とすること。

※イ～オはDVD-R 1枚以上に収納し納品すること。

(4) その他

- ア エンディングノート配架場所は、市内各区役所、地域包括支援センター等を想定している。
- イ (3) イ、ウ、オについては、岡山市ホームページへの掲載を想定している。
- ウ 高齢者が手にとる機会が多いことが予想されるため、高齢者に配慮したデザイン・構成にすること。

6 納品について

(1) 成果物の提出

- ア 提出物 5 (3) の成果物を、下記期限までに提出場所へ納品すること。
- イ 提出日 令和7年11月28日（金）頃（詳細は協議の上で決定する）

ウ 提出場所 岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課

(2) 成果物について

受託者は本業務の成果物について、事前に受託者の承認を受けるものとし、承認後に納品すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、進捗状況の報告を2回以上行うこと。
また、委託者に随時報告を行い、必要があれば協議のうえ作業を進めること。
- (2) デザイン等について、協議による変更等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 本業務を再委託する場合には、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ、委託者において随時貸与する。なお、貸与した資料などの複製・複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (6) 作成時に必要な撮影等に係る許可申請については、受託者が行うこと。
- (7) 本契約に基づく成果物の所有権は、委託者への引渡し完了したときに、委託者に移転するものとする。
- (8) 受託者は、委託の目的物（成果物として記載されているエンディングノート（PDFデータを含む）、エンディングノート書き方・使い方説明動画をいう。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないこととする。
- (10) 受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証しなければならない。
- (11) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (12) 委託者は、委託の目的物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。
- (13) この仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。